

ふるさと納税を行う給与所得者等の皆様へ
確定申告不要のワンストップ特例制度による
税控除手続きが選択できるようになりました

県や市町村などの自治体への寄附(いわゆる「ふるさと納税」)について税控除を受け
 するためには確定申告の手続きが必要です。

ワンストップ特例制度は、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等がふるさと
 納税を行う場合には、寄附先の自治体で申告特例の申請手続きを行うことにより、確定
 申告の手続きを要せずに、所得税の控除額と住民税の控除額を合わせた額が、お住ま
 いの市町村に納めるべき住民税の額から控除されるという、ふるさと納税に伴う寄附金
 控除手続き簡素化のための特例制度です。手続きの流れは次のとおりです。

① 寄附をする・申告特例の申請

寄附の方法は、自治体により異なります。

ワンストップ特例を受けるためには、寄附先の自治体への「市町村民税・道府県民税
 寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出が必要です。

② 領収書・申請受領書の交付

ワンストップ特例の適用要件に該当しなくなった場合は、税控除手続きの原則どおり、
 確定申告により寄附金の手続きを行う必要があります。確定申告には領収書が必要に
 なりますので、必ず領収書等の交付を受け、大切に保管してください。

③ 申告特例の通知

寄附者の方の氏名や住所、寄附金額など、寄附金控除の手続きを行うために必要な
 事項が、申告特例申請書に記載した住所地の市町村へ通知されます。

注意事項

○ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や住民税申告を行った場合(医療費
 控除等による場合も含む。)や、5市町村を超える申請を行った場合は、ワンストップ特例
 の申請は無効となり、申告特例控除額は適用されません。

○平成28年1月1日以後、ワンストップ特例の制度を利用される場合は申請用紙に**個人
 番号(マイナンバー)の記入と「個人番号確認の書類」及び「本人確認の書類」を添付する
 必要があります。**

「個人番号確認の書類」及び「本人確認の書類」は下記のとおり

	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」 を持っている人	「個人番号カード」 「通知カード」 のどちらも無い人
個人番号 確認の 書類	個人番号カードの裏のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人 確認の 書類	個人番号カードの表のコピー	下記いずれかの身分証のコ ピー <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券 (パスポート) ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、 生年月日または住所が確認 できるようにコピーする。	下記いずれかの身分証のコ ピー <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券 (パスポート) ・ 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 療育手帳 ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、 生年月日または住所が確認 できるようにコピーする。

裏面あり

○特例申請後に住所が変更となる場合は、特例申請書を提出した寄附先の自治体への「市町村
民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。
※特例制度の申請及び申請事項変更届出書は寄附した年の翌年1月10日必着です。
※記入ミスや書類が添付されていない場合はワンストップ特例制度をご利用いただけない場合
がありますので、ご注意ください。

仁淀川町へのふるさと納税、ワンストップ特例のための申請書、申請事項変更届出書に
ついては、仁淀川町役場総務課（0889-35-0111(直通)）までお問い合わせくださ
い。

ワンストップ特例による税控除額などの寄附金控除に関する具体的なご相談につい
ては、税控除の手続きを行うこととなる市町村(寄附をした年の翌年の1月1日にご住所のあ
る市町村)の税務課担当課へお問い合わせ願います。

仁淀川町の場合は、仁淀川町役場税務課(0889-35-1080(直通))までお問い合
わせください。